

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年1月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ルビットパーク南草津 南草津プリムタウン土地区画整理事業地内 61 街区 1-1 番

2 意見の概要 草津市からの意見

- (1) 店舗設置に伴い、周辺道路の利用者が増加することで、交通渋滞の発生や生活道路における交通量の増加が懸念され、事前の交通量予測を上回ることも予想されます。つきましては、周辺道路において、別途交通量調査を実施することも検討したうえで、誘導方法等の対策について十分に計画をしていただき、スムーズな交通流動を確保することで、交通渋滞が生じないようにしてください。また、造成・建設工事における工事用車両につきましては、近隣道路の交通等に十分配慮してください。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）および草津市特定開発行為等に関する指導要綱（平成24年草津市告示第219号）に基づき適切に処理し、近隣に対し十分な説明を行ってください。
- (3) 当該地は南草津プリムタウン地区地区計画区域内であり、区域の整備・開発および保全の方針に配慮されたい。
- (4) 当該開発については、令和3年4月28日付草都発第1039号で「景観法第16条第1項に基づく届出書の受理通知について（通知）」に基づき実施してください。
- (5) 屋外広告物を掲出する場合は、草津市屋外広告物条例（平成24年草津市条例第16号）に基づき草津市都市計画課に許可申請をしてください（第3種許可地域）。なお、工事現場を覆う防音シート等に記載されたイラスト、社名等も広告物に該当するため、上記と同様に許可申請をしてください。
- (6) 工事期間中に発生する廃棄物は、適正に処理してください。
- (7) 事業所から排出される廃棄物については、減量に努めるとともに、可能な限り分別し再資源化を図ってください。
- (8) 草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例（平成8年草津市条例第15号）第6条および第21条で定める環境美化の推進に努めてください。
- (9) 事業所から排出される廃棄物の保管場所および処理施設については、廃棄物が飛散し、排出し、もしくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう必要な処置を講じ、排出量、処理日数、保管、処理方法に応じた十分な面積および施設を確保してください。
- (10) 事業所から排出される事業系一般廃棄物については、自己処理するか、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則（平成8年草津市施行規則第27条）第4条に定める「受入基準」に従って、草津市立クリーンセンターへ自己搬入または、市許可業者に委託し処理してください。
- (11) 事業所から排出される廃棄物について、一般廃棄物許可業者および産業廃棄物許可業者に収集を委託する場合は、収集および運搬に際して効率的かつ安全に作業を行えるスペースを設けてください。
- (12) 事業所から産業廃棄物が排出される場合は、必要に応じて滋賀県へ指示を仰ぎ適正に処理してください。
- (13) 排出される廃棄物については、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第20条で定める適正包装の推進に努めてください。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 令和4年1月28日から令和4年2月28日まで